

仕様書

1 業務名

「令和8年度（2026年度）SAGA 本恋プロジェクト事業」業務委託

2 業務概要

（1）目的

佐賀県では、子どもの発達段階（乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期）に応じ、地域、家庭、学校と連携して読書への関心を高め、読書習慣の形成を図っている。その一環として、佐賀県内の学校に在籍する中学生、高校生（以下、「県内の中高生」という）を対象にビブリオバトルを普及させるとともに、ビブリオバトルを中心とした読書に関連するイベントを開催し、県内の中高生に読書の楽しさを体感してもらうなど、誰もが本に親しむ機会を創出し、県内の読書推進の機運醸成を図る。

（2）契約期間 契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日

（3）業務項目

- ① ビブリオバトルの楽しさを中高生へ広げる企画、運営
- ② ビブリオバトル佐賀県大会の企画、運営
- ③ 「さが本恋フェス ～キミと本が恋に落ちる日～」（以下、「さが本恋フェス」という）の企画、運営
- ④ 広報業務及びメインビジュアルの作成・活用
- ⑤ ホームページの作成・管理運営
- ⑥ ①～③の参加申込等のホームページと連動したインターネット受付窓口の構築・必要に応じた取りまとめ業務補助
※ビブリオバトル参加者の個人情報受付、管理および学校等との調整は、県にて実施。
- ⑦ その他必要な業務

3 業務内容

（1）ビブリオバトルの楽しさを中高生へ広げる企画（以下、関連企画）、運営

参加者同士が交流しながらビブリオバトルの公式ルールや楽しさ等を学び体験し、ビブリオバトルの普及につながるような内容にすること。

- ① 対象 県内の中高生、教諭、学校図書館関係者
- ② 時期 7月～9月

（2）ビブリオバトル佐賀県大会の企画、運営

ビブリオバトルの全国大会へつながる佐賀県代表を決める大会として、予選会から決勝大会まで楽しく参加できる企画、運営をすること。

- ① 対象 出場者：県内の中高生
観戦者：県民（特に参加が見込まれる幅広い層）
- ② 佐賀県地区予選会
一組最大6名が1つの部屋でバトルし、高校生及び中学生の準決勝大会への出場者を決める。参加賞も準備すること。

ア 会 場 高校生：佐賀市内 1 カ所、中学生：県内 1 カ所

(※各会場ごとに 30 名以上の収容可能な部屋を 5 部屋以上確保)

イ 時 期 10 月の土日

ウ 司会進行 5 名（佐賀県と協議し決定）

エ 申込方法 学校を通しての申込み

③ 佐賀県準決勝大会

一組最大 6 名が 1 つの部屋でバトルし、高校生及び中学生の決勝大会への出場者を決める。参加賞も準備すること。

ア 出場者数 中学生 12 名、高校生 12 名（予定）

イ 会 場 アバンセ研修室（予定）

(※各会場ごとに 30 名以上の収容可能な部屋を合計 4 部屋確保)

ウ 時 期 10 月下旬～11 月上旬

エ 司会進行 4 名（佐賀県と協議し決定）

④ 佐賀県決勝大会

中学生の発表後に高校生が発表。観戦者は中学生・高校生それぞれが紹介した本の中から一番読みたい本を各 1 冊ずつ投票しチャンプ本を決定。

ア 出場者数 中学生 4 名、高校生 4 名（予定）

イ 会 場 アバンセホール（予定）

ウ 開 催 日 10 月下旬～11 月上旬 ※佐賀県準決勝大会と同一日に開催

エ 司会進行 1 名（佐賀県と協議し決定）

⑤ その他

ビブリオバトル佐賀県予選会、佐賀県準決勝大会、佐賀県決勝大会の開催にあたっては、ビブリオバトル公式ルールに則って行うこととし、司会者や運営スタッフとは別に学生ボランティアを公募し運営に参加させること（ボランティア証明書発行）。

（3）「さが本恋フェス」の企画、運営

ビブリオバトル佐賀県決勝大会を軸に置いたオープニングからクロージングまでの全体を通して出場者及び観戦者がワクワクするような仕掛け、演出をすること。また、合わせて読書推進の機運醸成につながるようなイベントとすること。

① 対 象 県民（特に参加が見込まれる幅広い層）

② オープニング フェスが始まるワクワク感を演出すること

③ 佐賀県決勝大会（2）④のとおり

④ トークイベント 読書推進やビブリオバトルの機運醸成に繋がるゲストにすること。

⑤ ブックマルシェ

ア 内 容 県内書店と連携したイベントとすること（書店による出張販売等）

イ 会 場 アバンセホール付近、館内一帯（屋内）

ウ レイアウト 各書店が本を配架する棚の設置等、来場者がワクワクするような空間とすること

⑥ その他 県内の中高生がビブリオバトルに興味を示す提案

(4) 広 報

- ① 大会および関連企画開催の広報用チラシ・ポスター（B2サイズ）の制作及び
学校等への配達業務チラシは90,000枚、ポスターは400枚制作すること。
必要部数を印刷したチラシ・ポスターについては、原則、関連企画およびさが本恋
フェス開催日の1カ月半から2カ月前に、県内の中学校、高校及び高等専修学校
等、佐賀県が指定する施設へ配達する。

	チラシ	ポスター
関連企画	10,000枚	—
予選会	50,000枚	—
さが本恋フェス	30,000枚	400枚

※関連企画、予選会およびさが本恋フェスの広報用チラシ・ポスターデザインはそ
れぞれの内容に応じたものを作成すること。

- ② WEB、SNS その他メディアを使った広報業務

WEB、SNS（Facebook、Instagram、X、LINE等）や新聞などのメディアを活用
した広報を、参加者の募集期間中に配信・掲載すること。

- ③ ホームページで後日配信する動画配信用アーカイブ映像として関連企画、ビブリオ
バトル決勝大会の様子を録画し、配信できるよう編集すること。
④ その他、県内の中高生が興味を示す効果的な手法による広報業務

(5) ホームページの作成・管理運営等業務

本業務を広く周知等するため、デザイン作成、CMS構築、ドメイン取得及び管理、
構築に必要なOS・ソフトウェア、ライセンス等の調達及び設定作業を行い、ホーム
ページを構築し、管理運営を行う。（佐賀県と協議の上、必要に応じてホームページの
利便性向上に努めること。）

業務に当たっては、以下の点を遵守すること。

- ① JIS X 8341-3:2016 AA以上を準拠すること。
- ② IPA「安全なウェブサイトの作り方」を準拠すること。
- ③ 既知の脆弱性への対応を行うこと。新たな脆弱性が確認された際には、佐賀県と
相談の上、速やかに対応を行うこと。
- ④ ウェブサイトを構築する場合は、「pref.saga.lg.jp」を含むドメイン名を使用す
ること。
- ⑤ 公開可能な情報以外の重要な情報を取り扱った場合には、機器内のデータの除去
又は記憶媒体の物理破壊を行い、証明書（物理破壊の際は写真等を含む）を提出
すること。ただし、記憶媒体の物理破壊は必要最小限とし、可能な限りデータの
除去を行うこと。なお、経費については、受託者の負担とする。
- ⑥ 本ホームページの必須の仕様を次のとおりとする。
 - ア ホームページは日本語版を制作すること。
 - イ 既に、運用・稼働実績のあるCMSを納入すること。CMSにない機能はカスタ
マイズ又は他のソフトとの連携でも可能であるが、費用は構築費用に含むも
のとする。
 - ウ 情報の即時性、正確性の向上のため、一般的なワープロソフトが扱える程度
のスキルを持つ者であれば、誰でも操作が行え、管理、更新が行えるシ
ステムであること。

- エ 作成されたホームページは、一般的な閲覧者の利用環境（パソコン、スマートフォン、タブレット等）により、閲覧可能なものであること。
 - オ アクセスログが解析できる機能を有し、ユーザー数、訪問数、ページビュー数等がカウントでき、分析が行えるようにすること。
 - カ 個人情報保護や不正アクセス、コンピューターウィルス等への適切な対策が行われ、安全性・信頼性を確保すること。
 - キ サーバーのハッキング、ホームページの改ざん等が行われた場合に、速やかに復旧できること。
 - ク 原則として、24時間365日利用可能なシステムとすること。
 - ケ システムのバックアップについては、必要に応じて過去の状態に戻せること。また、ランサムウェアに耐性のあるバックアップを取得すること。
 - コ 情報の更新は、佐賀県まなび課においても更新可能なものとする。
- ⑦ 保守・メンテナンスに関して以下の事項を行う。
- ア SEO 対策
 - イ ドメインの管理・サーバーの管理
 - ・操作マニュアルを作成すること。
 - ・ユーザー数、ライセンスによる費用の増減がないよう積算すること。

(6) その他必要な業務

- ① 上記（1）～（5）を実施するにあたり、業務の進捗管理を適切に行うこと。必要に応じて県と協議すること。
- ② 本仕様にない事項については、その都度県と協議の上決定する。

(7) 提案にあたっての留意点

- ① 実現可能な企画を提案することとし、実施に向けた工程及び実施体制が分かる資料を作成すること。
- ② ビブリオバトル佐賀県準決勝及び決勝大会の開催場所は、アバンセを会場とすること。
- ③ イベントの広報、集客に向けた方策も提案すること。
- ④ ③の（2）及び（3）は、連動性がある企画にすること。
- ⑤ その他、業務目的を達成するために効果的な手段があれば、提案し佐賀県と協議のうえ実施すること。

(8) 事業効果の分析・検証及びフィードバック

- ① 事業の効果を分析するためにアンケートを行うこと。
- ② 業務による効果を適切な方法で把握し、検証を行うこと。
- ③ その分析結果についてフィードバックを行い、業務完了報告書に記載すること。

(9) 実施体制及び要員の確保

- ① 本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。
- ② 統括責任者を1名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。
- ③ 打ち合わせを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。
- ④ 部組織、協力会社などが存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

4 成果目標

さが本恋フェス参加者への満足度調査 7割以上の参加者がフェスに満足

5 納品物

(1) 実施計画及び工程表

[部数：各1部 媒体：紙 提出時期：令和8年(2026年)5月22日（金）迄]

(2) 業務完了報告書

[部数：1部 媒体：紙 提出時期：令和9年(2027年)3月31日（水）迄]

(3) 当事業で作成した印刷物データ (Aiデータ,PDFデータ)、記録写真データ、動画データアンケート集計データ (エクセル)、資料データ等

[部数：1部 媒体：CD等 提出時期：業務完了時]

(4) 本業務において作成した資料、広報物等

[部数：5部 媒体：現物 提出時期：作成時]

(5) その他佐賀県が受託者と合意の上、成果物として提出を求めるもの又は本業務によって制作されたものについて、成果物として佐賀県へ提出すること

6 その他

(1) 委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により佐賀県の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(2) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。

①県及び県が指定する者が保有するホームページでの公開

②講演会、イベント等での紹介・上映・配布など

なお、その他の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

(4) 本委託業務を実施するにあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、受託者が著作権処理等を行うこと。

(5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護法」を遵守すること。

(6) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容について疑義が生じた場合は、佐賀県と受託者が協議して定めるものとする。